二―四　特定猟具使用禁止区域（銃器）

百五十一　吉野台特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市寺谷地先の市原市市道六〇七七号線と同市市道一二三号線との接点を起点とし、同所から同市市道一二三号線を北東へ進み同市市道六四〇一号線との接点に至り、同所から同市市道六四〇一号線を南へ進み同市市道六一一五号線との接点に至り、同所から同市市道六一一五号線を北西へ進み同市市道六一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道六一二〇号線を南西へ進み同市市道六一一六号線との接点に至り、同所から同市市道六一一六号線を北東へ進み同市市道六一一七号線との接点に至り、同所から同市市道六一一七号線を南東へ進み同市市道六一一九号線との接点に至り、同所から同市市道六一一九号線を南西へ進み同市市道六〇八六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇八六号線を南西へ進み同市市道六三四四号線との接点に至り、同所から同市市道六三四四号線を南西へ進み同市市道六七三八号線との接点に至り、同所から同市市道六七三八号線を北西へ進み同市市道六〇九九号線との接点に至り、同所から同市市道六〇九九号線を南西へ進み同市市道六一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道六一〇三号線を南西へ進み同市市道六七七五号線との接点に至り、同所から同市市道六七七五号線を南東へ進み同市寺谷五七番四地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北西へ進み同市市道六〇七七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇七七号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百五十二　ときわ台特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市柏橋地先の国道四〇九号と市原市市道六七四〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道六七四〇号線を北西へ進み同市柏橋二一五番二一三地先の同市市道六七四〇号線の東端に至り、同所から同市柏橋二一五番二一三地先の同市市道六七四〇号線の東端から東へ延長した直線を東へ進み同市西国吉六五九番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道六三五〇号線との接点に至り、同所から同市市道六三五〇号線を北東へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百五十五　アコーディア・ゴルフ空港ゴルフコース成田特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市小川地先の香取市市道六六一五号線と県道八日市場山田線との接点を起点とし、同所から県道八日市場山田線を北西へ進み同市市道Ⅱ―四八号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―四八号線を北東へ進み香取市と香取郡多古町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み香取市大角九二番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同市大角二、一〇七番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同市市道六六〇四号線との接点に至り、同所から同市市道六六〇四号線を北東へ進み同市市道六六一五号線との接点に至り、同所から同市市道六六一五号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び同市新里七六三番一ほか二六筆のアコーディア・ゴルフ空港ゴルフコース成田練習場の区域内

百五十六　多古町多古地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡多古町南中地先の県道多古笹本線と栗山川左岸との交点を起点とし、同所から栗山川左岸を南西へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を北西へ進み香取郡多古町町道〇二一七号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一七号線を北東へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み同町町道〇一一〇号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一〇号線を北東へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から同町町道〇一一二号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一二号線を北東へ進み同町多古一〇六番二地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み栗山川右岸との接点に至り、同所から同赤道を南東へ延長した直線を南東へ進み栗山川左岸との交点に至り、同所から栗山川左岸を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百五十七　香取市福田特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市福田地先の県道佐原多古線と香取市市道Ⅰ―一〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道Ⅰ―一〇号線を北東へ進み同市市道二五九四号線との接点に至り、同所から同市市道二五九四号線を北東へ進み同市福田九三五番六三地先の道路との接点に至り、同所から同市福田九三五番六三地先の道路を南東へ進み同市福田九三五番六三地先の道路の東端に至り、同所から同所と同市伊地山八四八番七地先の赤道と同市伊地山八四八番七の北端との接点とを結んだ直線を南東へ進み同赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同市市道Ⅱ―一三号線との交点に至り、同所から同市市道Ⅱ―一三号線を南西へ進み同市市道二六〇八号線との接点に至り、同所から同市市道二六〇八号線を南東へ進み同市市道Ⅱ―一三号線との交点に至り、同所から同市市道Ⅱ―一三号線を南西へ進み同市市道二六〇九号線との接点に至り、同所から同市市道二六〇九号線を南西へ進み同市市道二六一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二六一〇号線を南西へ進み成田市と香取市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道二六一三号線との接点に至り、同所から同市市道二六一三号線を北西へ進み県道佐原多古線との接点に至り、同所から県道佐原多古線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百五十八　赤とんぼカントリークラブ成田空港コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡神崎町古原乙二一三番二ほか三四筆の赤とんぼカントリークラブ成田空港コースの区域内

百五十九　成東特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市津辺地先の作田川左岸と国道一二六号との交点を起点とし、同所から国道一二六号を南西へ進み山武市市道成東二三五号線との接点に至り、同所から県道東金源線との接点に至り、同所から同市市道成東二三五号線を北西へ進み同市市道成東・姫島線との接点に至り、同所から同市市道成東・姫島線を北東へ進み同市市道成東一七三号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七三号線を北東へ進み同市市道成東一七四号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七四号線を北西へ進み同市林道姫島根蔵線との交点に至り、同所から函総用水路を北東へ進み同市市道成東一七八号線との交点に至り、同所から同市市道成東一七八号線を南東へ進み同市市道成東・湯坂線との接点に至り、同所から同市市道成東・湯坂線を北西へ進み同市市道成東八一号線との接点に至り、同所から同市市道成東八一号線を北東へ進み同市市道日向三七二号線との接点に至り、同所から同市市道日向三七二号線を南西へ進み同市市道二〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇一号線を西へ進み県道東金源線との接点に至り、同所から同市市道成東二三五号線を北西へ進み同市市道成東・姫島線との接点に至り、同所から同市市道成東一七三号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七三号線を北東へ進み同市市道成東一七四号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七四号線を北西へ進み同市市道矢部・西湯坂線との接点に至り、同所から同市市道矢部・西湯坂線を南西へ進み東金市集落道二号線との接点に至り、同所から同市集落道二号線を南西へ進み同市市道二〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇一号線を西へ進み県道東金源線との接点に至り、同所から同市市道成東二三五号線を北西へ進み同市市道成東・姫島線との接点に至り、同所から同市市道成東一七三号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七三号線を北東へ進み同市市道成東一七四号線との接点に至り、同所から同市市道成東一七四号線を北西へ進み同市市道矢部・西湯坂線との接点に至り、同所から同市市道矢部・西湯坂線を南西へ進み東金市集落道二号線との接点に至り、同所から同市集落道二号線を南西へ進み同市市道二〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇一号線を西へ進み県道東金源線との接点に至り、同所から県道東金源線を北西へ進み山武市市道稚崎・植草線との接点に至り、同所から同市市道稚崎・植草線を北東へ進み同市市道日向三一七号線との接点に至り、同所から同市市道日向三一七号線を北西へ進み同市市道稚崎・植草線との接点に至り、同所から同市市道稚崎・植草線を北東へ進み県道成東酒々井線との接点に至り、同所から県道成東酒々井線を南東へ進み同市市道成東・津辺線との接点に至り、同所から同市市道成東・津辺線を南西へ進み作田川左岸を南東へ進

み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、愛宕山鳥獣保護区の区域を除く。

百六十一　山室特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市松尾町山室地先の山武市市道松尾町山室一号線と県道横芝山武線との接点を起点とし、同所から県道横芝山武線を南西へ進み同市市道睦岡六一号線との接点に至り、同所から同市市道睦岡六一号線を北西へ進み同市市道豊岡一四号線との接点に至り、同所から同市市道豊岡一四号線を北西へ進み同市市道松尾町山室一号線との接点に至り、同所から同市市道松尾町山室一号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百六十三　睦沢町入山津特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町上之郷地先の長生郡睦沢町町道鴫谷市野々線と同町町道六九〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道六九〇号線を北東へ進み同町町道六九五号線との接点に至り、同所から同町町道六九五号線を北東へ進み同町町道六九七号線との接点に至り、同所から同町町道六九七号線を南東へ進み同町町道五七三号線との接点に至り、同所から同町町道五七三号線を北東へ進み同町町道五七六号線との接点に至り、同所から同町町道五七六号線を北東へ進み同町町道五九二号線との接点に至り、同所から同町町道五九二号線を南東へ進み同町町道五七三号線との接点に至り、同所から同町町道五七三号線を北東へ進み県道茂原夷隅線との接点に至り、同所から県道茂原夷隅線を南西へ進みいすみ市と長生郡睦沢町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町道鴫谷市野々線との接点に至り、同所から同町町道鴫谷市野々線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百六十七　グレンオークスカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市沢四四二番ほか四一七筆のグレンオークスカントリークラブの区域内及び香取郡多古町出沼六六四番六ほか一一六筆のアコーディア・ゴルフ技術研究所の区域内

百六十八　旭市三川特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市横根地先の旭市市道Ⅰ―〇一八号線と国道一二六号との接点を起点とし、同所から国道一二六号を北西へ進み同市市道Ⅰ―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一〇三号線を北東へ進み同市市道Ⅰ―〇四四号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―〇四四号線を南東へ進み同市市道Ⅰ―一〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一〇一九号線を南西へ進み同市市道Ⅰ―二〇五八号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―二〇五八号線を南東へ進み同市市道Ⅰ―二〇六五号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―二〇六五号線を南東へ進み同市市道Ⅰ―〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―〇一八号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百六十九　東金・大網特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市山田台地先の県道山田台大網白里線と国道一二六号との接点を起点とし、同所から国道一二六号を北東へ進み東金市山田一九六番三地先の東金市市道〇一四七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一四七号線を北東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を北東へ進み同市市道五〇四六号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四六号線を南西へ進み同市市道〇二三一号線との接点に至り、同所から同市市道〇二三一号線を南西へ進み同市市道五一六七号線との接点に至り、同所から同市市道五一六七号線を南西へ進み同市市道五二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道五二五〇号線を南東へ進み大網白里市市道一―〇〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇〇五号線を南西へ進み同市市道一―〇〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇〇一号線を南東へ進み同市市道一―〇〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇〇六号線を北東へ進み東金市市道五〇六三号線との接点に至り、同所から同市市道〇六三号線を北東へ進み同市市道〇一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇五号線を南東へ進み同市市道〇二一五号線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み大網白里市市道一―〇二〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇二〇〇号線を南西へ進み同市市道一―〇二〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇二〇三号線を南東へ進み同市市道〇一―〇〇三号線との接点に至り、同所から国道一二八号線との接点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み同市市道三―〇〇八三号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇〇八三号線を南東へ進み同市市道三―〇〇九一号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇〇九一号線を南西へ進み同市市道三―〇一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一〇三号線を南東へ進み同市市道三―〇一〇七号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一〇七号線を南西へ進み同市市道三―〇一二三号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一二三号線を南東へ進み同市市道三―〇一二四号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一二四号線を南西へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を北西へ進み同市市道四―〇〇三四号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇〇三四号線を南西へ進み南東方向へ曲がる屈折点に至り、同所から同市市道四―〇〇三四号線を南西へ延長した直線を南西へ進み同市市道四―〇〇二六号線との交点に至り、同所から同市市道四―〇〇二六号線を南東へ進み同市市道四―〇〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇〇二五号線を北西へ進み同市市道〇二一〇二一号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇二一号線を南西へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み同市市道都四号線との接点に至り、同所から同市市道都四号線を北西へ進み同市市道〇一―〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二七号線を南西へ進み同市市道二―〇〇六九号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇六八号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇六八号線を北東へ進み同市市道二―〇〇六三号線を北西へ進み同市市道二―〇〇六四号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇六四号線を北西へ進み同市市道都四号線を北西へ進み同市市道〇一―〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二七号線を南西へ進み同市市道二―〇〇六九号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇六三号線を北西へ進み同市市道二―〇〇六三号線を南西へ進み同市市道二―〇〇六四号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇六四号線を南西へ進み同市市道二―〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇五号線を南西へ進み同市市道二―〇〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇二七号線を南西へ進み同市市道二―〇三五四号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇三五四号線を南西へ進み同市市道二―〇三五六号線を南西へ進み同市市道二―〇三五六号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇二八号線を北西へ進み同市市道二―〇〇三一号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇三一号線を北西へ進み同市市道二―〇〇三三号線を北東へ進み同市市道二―〇〇三八号線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を北西へ進み同市池田五五〇番地先の千葉市と大網白里市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から同市市道二―〇〇三八号線を北西へ進み千葉市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み東日本旅客鉄道株式会社外房

線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社外房線を北東へ進み同市市道一―〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一―〇〇五九号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇五九号線を北東へ進み同市市道一―〇〇六一号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇六一号線を南東へ進み同市市道〇二―〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇〇三号線を南東へ進み同市市道〇二―〇〇四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇〇四号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を北西へ進み同市金谷郷二、五六六番三地先の県道山田台大網白里線と同市餅木との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市金谷郷二、五六九番三地先の縣神社への進入路との接点に至り、同所から同進入路を南西へ進み同進入路が北西方向へ曲がる屈折点に至り、同所から同進入路を南西へ延長した直線を南西へ進み同市土気飛地一、八七四番の南西側の赤道との交点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同市市道一―〇四一五号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇四一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇四一五号線を南西へ進み同市市道一―〇三三五号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇二三五号線を北西へ進み同市市道一―〇四一一号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇四一一号線を北西へ進み同市市道一―〇四一二号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇四一二号線を南東へ進み同市市道一―〇四一二号線を北東へ進み県道山田台大網白里線(旧道)との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線(旧道)を北西へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十　山田ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市松尾町下大蔵七九〇番一ほか五七八筆の山田ゴルフ倶楽部の区域内

百七十一　長柄特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長柄町国府里地先の長生郡長柄町国府里六一〇番九地先の県道日吉誉田停車場線と県道千葉茂原線との接点を起点とし、同所から県道千葉茂原線を北西へ進み長生郡長柄町道一〇四七号線との接点に至り、同所から同町道一〇四七号線を南東へ進み同町道一〇六〇号線との交点に至り、同所から同町道一〇六〇号線を北東へ進み同町道一〇〇一号線との接点に至り、同所から同町道一〇〇一号線を南東へ進み県道日吉誉田停車場線との接点に至り、同所から県道日吉誉田停車場線を北西へ進み同町道一一二一号線との接点に至り、同所から同町道一一二一号線を北東へ進み真名ゴルフ場・長柄町上野特定猟具使用禁止区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み茂原市真名一、七三三番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み長生郡長柄町道一一七八号線との接点に至り、同所から同町道一一七八号線を南西へ進み同町道一一五三号線との接点に至り、同所から同町道一一五三号線を南西へ進み同町道一一九四号線との接点に至り、同所から同町道一一九四号線を南西へ進み県道日吉誉田停車場線との接点に至り、同所から県道日吉誉田停車場線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十三　長生村一松特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長生村一松地先の長生郡長生村村道一一六〇号線と同村村道一―一三号線との接点を起点とし、同所から同村村道一―一三号線を北西へ進み同村村道一―一二号線との接点に至り、同所から同村村道一―一二号線を西へ進み同村村道三〇八五号線との接点に至り、同所から同村村道三〇八五号線を北東へ進み同村村道三〇八九号線との接点に至り、同所から同村村道三〇八九号線を北西へ進み同村村道三〇八六号線との接点に至り、同所から同村村道三〇八六号線を北東へ進み同村村道一三〇九号線との接点に至り、同所から同村村道一三〇九号線を北東へ進み同村村道二―四号線との接点に至り、同所から同村村道二―四号線を北西へ進み同村村道二一五一号線との接点に至り、同所から同村村道二一五一号線を北東へ進み県道茂原長生線との接点に至り、同所から県道茂原長生線を南東へ進み県道一宮片貝線との交点に至り、同所から県道一宮片貝線を北西へ進み同村村道一〇〇八号線との接点に至り、同所から同村村道一〇〇八号線を南東へ進み同村村道一一三号線との交点に至り、同所から同村村道一〇一三号線を南西へ進み同村村道一〇八五号線との接点に至り、同所から同村村道一〇八五号線を南西へ進み同村村道一一〇一号線との接点に至り、同所から同村村道一一〇一号線を南西へ進み同村村道一一六〇号線との接点に至り、同所から同村村道一一六〇号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十四　小櫃堰公園特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市高柳地先の県道木更津袖ケ浦線と木更津市と袖ケ浦市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み木更津市市道一三七九号線との接点に至り、同所から同市市道一三七九号線を南東へ進み国道一六号の側道との接点に至り、同所から同側道を南西へ進み同市市道一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一〇九号線を南東へ進み同市牛袋九九五番一地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み同市牛袋一、〇六九番四地先の同市管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市市道五〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道五〇一五号線を南東へ進み同市市道一一二―一二号線との接点に至り、同所から同市市道一一二―一二号線を南西へ進み同市市道一一二三号線との接点に至り、同所から同市市道一一二三号線を南西へ進み同市市道五〇四五号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四五号線を北東へ進み同市市道五一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇三号線を南東へ進み県道木更津根形線との接点に至り、同所から県道木更津根形線を南東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北西へ進み同市市道六〇三五号線との接点に至り、同所から同市道六〇三五号線を北東へ進み同市市道六〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道六〇三八号線を北西へ進み同市市道一一二四号線との接点に至り、同所から同市市道一一二四号線を北西へ進み同市市道一一二三三号線との接点に至り、同所から同市市道一一二三三号線を南西へ進み県道木更津袖ケ浦線との接点に至り、同所から県道木更津袖ケ浦線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十五　佐倉第三工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

佐倉市神門地先の県道神門八街線と国道五一号との接点を起点とし、同所から国道五一号を北東へ進み佐倉市市道Ⅰ―三五号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―三五号線を北東へ進み同市市道Ⅱ―一〇号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―一〇号線を南東へ進み同市市道六―一五九号線との接点に至り、同所から同市市道四―五九六号線との交点に至り、同所から同市市道四―五九六号線を北西へ進み同市市道四―五九八号線との接点に至り、同所から同市市道四―五九八号線を南西へ進み同市市道四―六〇五号線との接点に至り、同所から県道神門八街線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十六　成台中特定猟具使用禁止区域（銃器）

四街道市成山地先の国道五一号と四街道市市道〇一〇二六号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇一〇二六号線を北西へ進み同市中台一八九番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市中台一八九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道一四〇号線を北東へ進み国道五一号との交点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十七　古原特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡神崎町古原地先の香取郡神崎町道三〇〇九号線と成田市市道二一―一〇一号線との接点を起点とし、同所から同市市道二一―一〇一号線を南西へ進み香取郡神崎町町道三一六一号線との接点に至り、同所から同町町道三一六一号線を北西へ進み成田市稲荷山四四四番三地先の道路との接点に至り、同所から同市稲荷山四四四番三地先の道路を北東へ進み香取郡神崎町町道三一六〇号線との接点に至り、同所から同町町道三一六〇号線を北西へ進み同町古原甲八〇四番一地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲八〇四番一地先の道路を北東へ進み同町古原甲八一二番地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲八一二番地先の道路を南東へ進み同町古原甲七八六番一五地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八六番一五地先の道路を北へ進み同町古原甲七八六番一九地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八六番一九地先の道路を東へ進み同町古原甲七八七番一七地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八七番一七地先の道路を北へ進み同町古原甲七八五番二一地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八五番二一地先の道路を北東へ進み同町古原甲七八八番一地先の道路との接点に至り、同所から同町古原甲七八八番一地先の道路を北へ進み同町町道三〇〇九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇〇九号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百七十九　長南ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町岩川地先の長生郡長南町二級町道岩川本線と同町三級町道今泉一八号線との接点を起点とし、同所から同町三級町道今泉一八号線を南東へ進み同町三級町道岩川二五号線との接点に至り、同所から同町三級町道岩川二五号線を南西へ進み同町三級町道棚毛三号線との接点に至り、同所から同町三級町道棚毛三号線を南東へ進み同町三級町道棚毛三号線との接点に至り、同所から同町三級町道千田四〇号線との接点に至り、同所から同町三級町道千田四〇号線を南西へ進み長南カントリークラブの区域との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み長南パブリックコースの区域との境界線との接点に至り、同所から同境界線を西へ進み長生郡長柄町鴇谷地先の長生郡長柄町と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町二級町道岩川本線との接点に至り、同所から同町二級町道岩川本線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十　細尾・国府台特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市国府台地先の国道四六五号と県道夷隅長者線との接点を起点とし、同所から県道夷隅長者線を北東へ進みいすみ市市道〇一二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二五号線を南東へ進み同市市道三〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三〇一〇号線を北西へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十一　富津市隼沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市近藤地先の富津市市道一二一号線と同市市道一二二号線との交点を起点とし、同市市道一二二号線を南東へ進み同市市道二〇七三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇七三号線を北東へ進み君津市と富津市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み国道一二七号との交点に至り、同所から国道一二七号を南西へ進み富津市市道一二一号線との接点に至り、同所から同市市道一二一号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十二　成田フェアフィールドゴルフコース特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市長沼字境松一三五番一ほか五八六筆の成田フェアフィールドゴルフクラブの区域内。ただし、大竹鳥獣保護区の区域を除く。

百八十四　蛇園特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市見広地先の旭市市道U―三〇一三号線と県道銚子旭線との接点を起点とし、同所から県道銚子旭線を北東へ進み同市市道二―〇五四号線との接点に至り、同所から同市市道二―〇五四号線を南東へ進み同市蛇園五三〇番一地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道U―三〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道U―三〇三八号線を南西へ進み同市蛇園六六五番五地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道U―三〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道U―三〇一三号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百八十七　ゴールデンクロスカントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町市野々字瀧ノ上四〇二番ほか三一二筆及び夷隅郡大多喜町小土呂字横手二、〇九九番五ほか三一二筆並びに市原市米原字山田沢二、五四四番六ほか一一筆のゴールデンクロスカントリークラブの区域内

百八十八　ラ・ヴィスタゴルフリゾート特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町佐坪字清水三〇六番一ほか七五七筆のラ・ヴィスタゴルフリゾートの区域内

百八十九　馬来田特定猟具使用禁止区域（銃器）

木木東津市真里谷地先の県道鶴舞馬来田停車場線と木東津市市道一四三号線との接点を起点とし、同所から同市市道一四三号線を北東へ進み林道丹原線との接点に至り、同所から林道丹原線を北西へ進み木東津市と袖ケ浦市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み木東津市と市原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を東へ進み県道南総馬来田線との交点に至り、同所から県道南総馬来田線を南西へ進み県道鶴舞馬来田停車場線との接点に至り、同所から県道鶴舞馬来田停車場線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十　鳳琳カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市小草畑二四四番地ほか四五一筆の鳳琳カントリー倶楽部の区域内

百九十一　太平洋クラブ成田コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市川栗二四〇番ほか八六九筆の太平洋クラブ成田コースの区域内

百九十二　みどり平特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　匝瑳市飯塚字先の県道八日市場野栄線と匝瑳市市道二三二号線との接点を起点とし、同所から同市市道二三二号線を東く進み県道八日市場井戸野旭線との接点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を北東く進み県道平和共興線との接点に至り、同所から県道平和共興線を南東く進み同市市道八二三号線との接点に至り、同所から同市市道八二三号線を南西く進み同市市道八二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道八二四〇号線を南西く進み同市市道八二五〇線との接点に至り、同所から同市市道八二五〇線を北西く進み同市市道八二五二線との接点に至り、同所から同市市道八二五二線を南西く進み同市市道二二三六号線との接点に至り、同所から同市市道二二三六号線を北西く進み同市市道二一〇七二号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇七二号線を南西く進み県道八日市場野栄線との接点に至り、同所から県道八日市場野栄線を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十三　大沼田特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　東金市大沼田地先の東金市市道四五二三号線と東金九十九里有料道路との交点を起点とし、同所から東金九十九里有料道路を南東く進み東金市と山武郡九十九里町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西く進み東金市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西く進み東金市市道四五二五号線との接点に至り、同所から同市市道四五二五号線を北東く進み東金市市道四五二三号線との接点に至り、同所から同市市道四五二三号線を北東く進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十四　九十坂特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　大網白里市柱山地先の大網白里市市道二一〇二一九三号線と同市市道二一〇二一〇八号線との接点を起点とし、同所から同市市道二一〇二一〇八号線を南東く進み同市市道二一〇二二一号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇二二一号線を南東く進み南白亀川右岸との接点に至り、同所から同市市道二一〇二二一号線を南東く延長した直線を南東く進み南白亀川左岸との交点に至り、同所から南白亀川左岸を南く進み同市市道四一〇二一九四号線の終点から南東く延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西く進み同市市道四一〇二一九四号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇二一九四号線を北西く進み同市市道〇二一〇二一八号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇二一八号線を北東く進み同市市道四一〇二一七四号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇二一七四号線を北西く進み同市市道四一〇二一八五号線との交点に至り、同所から同市市道四一〇二一八五号線を北東く進み同市市道二一〇二一九三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇二一九三号線を北東く進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十五　カレドニアンゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　山武郡横芝光町中台地先の県道成田松尾線と県道横芝山武線との接点を起点とし、同所から県道横芝山武線を北東く進み山武郡横芝光町道Ⅱ一三号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅱ一三号線を南西く進み同町町道Ⅰ一一号線との交点に至り、同所から同町町道Ⅰ一一号線を西く進み県道成田松尾線との交点に至り、同所から県道成田松尾線を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十六　芝山工業団地特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　山武郡芝山町小池地先の芝山町町道二一一二号線と同町町道Ⅱ一一〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道Ⅱ一一〇号線を南東く進み同町町道二一一三一号線との接点に至り、同所から同町町道二一一三一号線を北東く進み同町小池二、九四八番地先の畷道との接点に至り、同所から同畷道を南東く進み山武市市道〇九一〇〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道〇九一〇〇〇一号線を南東く進み同市市道〇〇一一〇〇九号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇一一〇〇九号線を南西く進み同市市道〇〇一一〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一一〇〇七号線を北西く進み芝山町町道二一一二号線との接点に至り、同所から同町町道二一一二号線を北東く進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十七　丸の内倶楽部・篠塚特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　長生郡長柄町長富地先の県道市原茂原線と県道吉富停車場線との接点を起点とし、同所から県道吉富停車場線を北く進み同町千代丸四二七番三地先の丸の内倶楽部ゴルフ場の進入路との接点に至り、同所から同進入路を南東く進み丸の内倶楽部ゴルフ場の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東く進み長生郡長柄町町道二〇八六号線の終点から北西く延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東く進み同町町道二〇八六号線との接点に至り、同所から同町町道二〇八六号線を南東く進み同町町道二〇八〇号線との接点に至り、同所から同町町道二〇八〇号線を東く進み同町町道二〇九三号線との接点に至り、同所から同町町道二〇九三号線を南東く進み同町町道二〇七二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇七二号線を東く進み同町町道二〇六六号線との接点に至り、同所から同町町道二〇六六号線を南西く進み県道市原茂原線との接点に至り、同所から県道市原茂原線を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域

百九十八　八乙女・深谷特定猟具使用禁止区域（鉄砲）

　いすみ市弥正地先のいすみ市市道二三八二号線と同市市道〇一〇六号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇一〇六号線を北西く進み同市市道二一七三号線との接点に至り、同所から同市市道二一七三号線を北東く進み同市市道二一七三号線の終点に至り、同所から同所と同市八乙女三八九番地の南端を結んだ直線を北東く進み同市八乙女三八九番地の南端に至り、同所から同所と同市深谷一、七七八番地の北端を結んだ直線を北東く進み同市深谷一、七七八番地の北端に至り、同所から同所と同市八乙女三八九番地の南端を結んだ直線を東く延長した直線を東く進み同市市道二三六三号線との交点に至り、同所から同市市道二三六三号線を南東く進み同市市道二三七九号線との接点に至り、同所から同市市道二三七九号線を南東く進み同市市道二三八二号線との接点に至り、同所から同市市道二三八二号線を南西く進み起点に至る線で囲まれた区域